

記者発表資料  
平成27年7月9日  
水産業振興課流通加工班  
担当者：武川， 稲田（2931）

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う ウナギの出荷自粛の解除について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に規定する食品中の放射性物質の基準を超える値が検出されたことから平成24年7月25日付けで県から出荷自粛を要請していた阿武隈川（丸森町内の支流を含む）のウナギについて、下記のとおり解除することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 出荷自粛解除の内容

- (1) 解除する対象海域 阿武隈川（丸森町内の支流を含む）
- (2) 対象魚種 ウナギ
- (3) 出荷可能日 平成27年7月9日（木）
- (4) 水揚げ自粛の解除を決定した理由

平成27年5月20日から6月29日までに採取した、阿武隈川（丸森町内の支流を含む）における数地点のウナギ検査結果が全て国の基準値以下であり、直近2週間で3地点以上の検査結果が全て50ベクレル/kgを下回っていたこと。

#### 2 その他の対応

今回、自粛解除した水域におけるウナギの検査を継続する。

阿武隈川

今回の解除の範囲

10 km

